

山梨県公報

第千九百九十三号

平成十三年

五月十七日

木曜日

目次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	二八九
山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	二八九
山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二九〇
土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則	二九〇
告示	
土地収用事業の認定	二九〇
建築基準法に基づく道路位置指定	二九〇
公告	
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	二九〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(三件)	二九一
土地改良区役員の退任及び就任	二九一
教育委員会	
博物館法による博物館に相当する施設の指定	二九二
公安委員会	
遊技機の型式の検定	二九三

規則

山梨県規則第七十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の表建築指導課の項第八号1及び2中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に、「市街化区域及び市街化調整区域内」を「都市計画区域及び準都市計画区域内」に改め、同号中25から28までを削り、24を26とし、3から23までを5から25までとし、2の次に次のように加える。

3 第二十九条第二項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発の許可(4に掲げるものを除く。)					
4 第二十九条第二項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発の許可(開発面積が五ヘクタール以上のものを除く。)					建設部長

別表第二の七の表建築指導課の項第十一号中1及び2を削り、同号3中「(開発面積が五ヘクタール未満の工事に係るものに限る。)」を削り、同号3を同号1とし、同号4中「5」を「3」に改め、同号4を同号2とし、同号5を同号3とし、同号6中「7」を「5」に改め、同号6を同号4とし、同号7を同号5とし、同号8中「9」を「7」に改め、同号8を同号6とし、同号9を同号7とし、同号10中「11」を「9」に改め、同号10を同号8とし、同号11を同号9とし、同号12中「13」を「11」に改め、同号12を同号10とし、同号13を同号11とし、同号14中「15」を「13」に改め、同号14を同号12とし、同号15を同号13とする。

附則

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。

山梨県規則第七十四号

山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

山梨県都市計画法施行細則(昭和四十六年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「第35条の2第2項(附則第5項)」を「第35条の2第2項」に改める。

第三号様式中「第35条の2第3項(附則第5項)」を「第35条の2第3項」に改める。

第五号様式中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「敷地面積に対する建築面積割合」を「建ぺい率」に改め、同様注を削る。

第十四号様式中「若しくは都道府県知事」を、「都道府県知事若しくは指定都市等の知」に改める。

附則

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。

山梨県規則第七十五号

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則 昭和四十八年山梨県規則第三十号の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第三条中「第三条第五号」を「第三条第七号」に改める。

附則

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。

山梨県規則第七十六号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天野 建

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則（昭和五十五年山梨県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。

告示

山梨県告示第二百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天野 建

一 起業者の名称

六郷町

二 事業の種類

六郷町上仲公民館建設事業

三 起業地

収用の部分 西八代郡六郷町大字岩間字西神明地内

使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

六郷町教育委員会

山梨県告示第二百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天野 建

一 道路の位置

北巨摩郡双葉町岩森字坊沢東九九五番四

二 道路の幅員

最大 六・一〇メートル 最小 六・〇メートル

三 道路の延長

五十八・五五メートル

公告

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三

年九月十七日まで縦覧に供する。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天 野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社八ヶ岳モールマネージメント 代表取締役 藤井弘毅

2 住所 東京都豊島区高田二丁目十七番二十二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 八ヶ岳小淵沢リゾートアウトレットモール

(二) 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口三千九百九十九番

2 変更した事項

変 更 事 項	変更後の代表者の氏名
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表取締役 藤井弘毅

3 変更の年月日

平成十三年二月二十三日

三 届出年月日

平成十三年四月二十四日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天 野 建

一 処分をした年月日 平成十三年四月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社大森工務所

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市ときわ台一丁目四番五号

3 代表者の氏名 大森剛仁

三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第二六二号

四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天 野 建

一 処分をした年月日 平成十三年四月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社中込工務所

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡甲西町大師五百三十六番地四

3 代表者の氏名 中込朗

三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第四五二二号

四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月十七日

山梨県知事 天 野 建

一 処分をした年月日 平成十三年四月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社山二総建

2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡長坂町富岡百六十三番地三

3 代表者の氏名 仲山文二

三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第七六〇二号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年四月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、村山六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十三年五月十七日

一 退任

山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中村 通	北巨摩郡高根町蔵原一九〇五番地	平成十三年三月三十一日
同	中嶋 義康	堤六〇八番地	同
同	山本 祐市	小池六二五番地	同
同	藤原 一馬	村山東割二二九四番地	同
同	原 重信	村山北割一八六六番地	同
同	中嶋 三次	村山西割二二四九番地	同
同	清水 一三	村山東割五二六番地	同
同	植松 和夫	村山北割三六八六番地	同
同	中嶋 善徳	堤六一一番地	同
同	大芝 芳夫	村山西割一三六六番地	同
同	山本 賢二	蔵原一七四〇番地	同
同	中村 光行	小池五三〇番地	同
監事	手塚 義和	村山東割一三三九番地	同
同	植松 雄峰	村山北割一一二八番地	同
同	有賀 一夫	村山西割三六七六番地	同
同	清水 昭夫	蔵原一五二〇番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中村 通	北巨摩郡高根町蔵原一九〇五番地	平成十三年四月一日
同	原 重信	村山北割一八六六番地	同

同	清水 昭夫	蔵原一五二〇番地	同
同	半田袈裟雄	村山東割四五二番地	同
同	中嶋 善徳	堤六一一番地	同
同	大芝 芳夫	村山西割一三六六番地	同
同	山本 天夫	小池五九七番地	同
同	藤原 要一	村山東割一三三九番地	同
同	麻川 泰次	村山北割一四七五番地	同
同	中嶋 靖	堤五三四番地	同
同	浅川 二	村山西割一八五五番地	同
同	山本 直光	小池六〇四番地	同
同	坂本 桂	村山北割三一九二番地	同
監事	清水 一朗	村山東割七三六番地	同
同	柳沢 悠久	村山西割四二二番地	同
同	山本 輝彦	蔵原一七四四番地	同

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する博物館に相当する施設として平成十三年五月十日次のとおり指定した。

平成十三年五月十七日

山梨県教育委員会

教育長 天野 建

- 一 施設名 山梨県立科学館
- 二 所在地 山梨県甲府市愛宕町三五八の一
- 三 設置者 山梨県教育委員会

公安委員会

遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年五月十六日までとする。
 平成十三年五月十七日

山梨県公安委員会
 委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号	遊技機の種別及び区分
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRPののけS	株式会社三共	一〇〇一〇九	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ファイバI兄弟D	株式会社三共	一〇〇一〇四	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)
株式会社グアイド 代表取締役 愛知県日進市浅田町平子四番地一〇二六	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ファイバIクワイ	株式会社グアイド	一四〇〇八八	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一二番九号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRむしJX	株式会社エース電研	一〇〇一〇七	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)

株式会社大一商会 代表取締役 役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	踊れ!安来キッズEX	株式会社大一商会	一〇〇一〇八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR男の花道Z	株式会社ソフィア	一〇〇一三四	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)
高砂電器産業株式会社 代表取締役 濱野準一 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ユニバーサルスターズV	高砂電器産業株式会社	〇四〇五五七	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)
高砂電器産業株式会社 代表取締役 濱野準一 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ユニバーサルスターズZ	高砂電器産業株式会社	一四〇〇五六	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)
奥村遊機株式会社 代表取締役 森康二 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRサイグンM	奥村遊機株式会社	一〇〇一〇八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区東天満二丁目一番二号	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ビレイ	株式会社バルテック	一四〇〇七五	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区東天満二丁目一番二号	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ユメデンセツ	株式会社バルテック	一四〇〇〇四	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番